

災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定

令和6年7月1日

災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定書

宝塚市(以下「甲」という。)と兵庫日産自動車株式会社(以下「乙1」という。)、日産大阪販売株式会社(以下「乙2」といい、乙1と総称して以下「乙」という。)及び日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宝塚市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が発生、または発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、電気自動車の貸与について必要な事項を定めるとともに、甲が指定する避難所等(以下「避難所等」という。)において、電気自動車から電力を供給すること(以下「電力供給」という。)により、円滑な災害応急対策を実施することを目的とする。

(電気自動車等の貸与要請)

第2条 甲は、災害等により、避難所等が開設された時において、乙に対し、第1号様式「協力要請書」によりすることができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

2 乙は可能な範囲において、次に掲げるものを貸与する。

- (1) 電気自動車
- (2) 前号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器(以下「外部給電器」という。)
- (3) 電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で貸与車両を甲に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両を甲に使用させるものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(電気自動車の移動)

第6条 貸与車両に関する乙の営業所（乙による貸与車両の保管管理場所）等と甲の避難所等間の移動は、都度、甲と乙の間で協議して決定する。

(管理等)

第7条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故等の対応)

第8条 乙は、電気自動車の貸与に当たり、自らの負担により自賠償保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙が加入している保険の適用を受けるものとする。甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、甲の責任において、これを解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。ただし、当該事故の発生が貸与車両に起因する場合はこの限りでない。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

3 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応について甲乙間での協議により取り決める。

(返却)

第9条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第11条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報、及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

(連絡調整)

第12条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ第2号様式「連絡調整者名簿」により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第13条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和 年 月 日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第16条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 6年 7月 1日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 神戸市中央区北本町通5丁目2番24号
兵庫日産自動車株式会社
代表取締役社長 酒井 雄一郎

大阪市西区南堀江3丁目14番22号
日産大阪販売株式会社
代表取締役社長 小林 泰彦

丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
理事 後藤 収